

○金融庁告示第 号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の十七の二の規定に基づき、金融庁長官が指定する商品を次のように指定し、公布の日から適用する。

令和元年六月二十八日

金融庁長官 遠藤 俊英

- 一 金
- 二 銀
- 三 白金
- 四 パラジウム
- 五 原油
- 六 くん煙シート
- 七 技術的格付けゴム
- 八 大豆
- 九 小豆
- 十 とうもろこし